

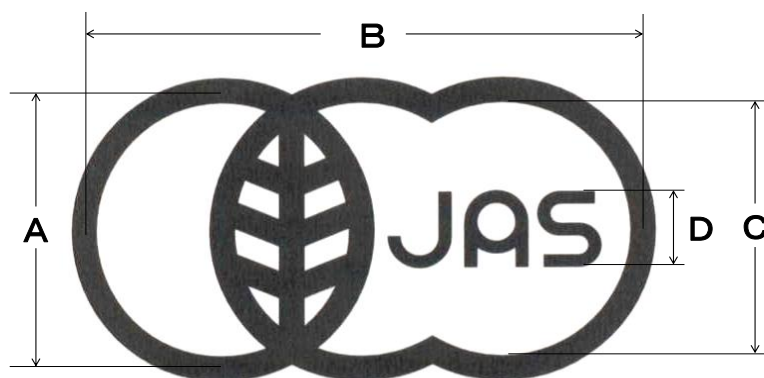
有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品の 格付の表示の様式及び表示の方法

1 適用範囲

この格付の表示の様式及び表示の方法は、生産行程管理者及び外国生産行程管理者が日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 2 項及び第 30 条第 2 項の規定に基づき行う有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。

2 格付の表示の様式

格付の表示の様式は図 1 とし、次の a) から e) までのとおりとする。



認 証 機 関 名
認 証 番 号

図 1—格付の表示の様式

- A は 5 mm 以上としなければならない。
- B は A の 2 倍とし、D は C の $\frac{3}{10}$ としなければならない。
- 認証機関名の文字の高さは、D と同じとしなければならない。
- 認証機関名は、略称を記載することができる。
- 認証番号は、関係法令の規定により有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品の包装、容器又は送り状に表示される事項により、有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品の生産行程管理者、小分け業者、外国生産行程管理者、外国小分け業者又は輸入業者を特定することができる場合には、記載しないことができる。

3 格付の表示の方法

表示の方法は、次に掲げるとおりとする。

- a) 容器若しくは包装の1個ごとに見やすい箇所に、又は送り状に付さなければならない。
- b) 格付の表示の様式に近接して、格付に係る日本農林規格の内容を示す文字、絵その他の事項を表示することができる。この場合において、一般消費者に対し、格付に係る日本農林規格の内容を誤認させるような事項を表示してはならない。

制定等の履歴

制 定 令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第24号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第24号
令和4年10月1日から施行する。